

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱

平成 25 年 5 月 22 日消防消第 107 号

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日消防消第 72 号

(通則)

第 1 条 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 交付金は、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い設定された避難指示区域（内閣府原子力災害対策本部が決定した避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域をいう。以下同じ。）を管轄する消防本部（消防組織法第 9 条に規定する消防機関のうち消防本部及び消防署をいう。以下同じ。）の的確かつ迅速な消防活動を確保するとともに、消防組織法第 45 条に規定する緊急消防援助隊、福島県内の市町村の区域を管轄する消防本部（以下「福島県内の消防本部」という。）又は都道府県による適切な消防活動の応援等により被害の軽減を図ることを目的とする。

(交付金の対象経費)

第 3 条 交付金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示区域を管轄する消防本部が当該区域において行う消防活動のために必要な消防用自動車及び資機材の購入費、賃借料、消耗品費並びに委託料
- (2) 福島県内の消防本部の人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県内市町村応援隊」という。）が福島県広域消防相互応援協定（平成 9 年 12 月 26 日締結）に基づき、避難指示区域において行う消防活動の応援に要する費用又は福島県以外の都道府県が処理する消防防災事務に関する人員及び施設並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県外消防防災航空隊」という。）が大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号）に基づき、避難指示区域において行う消防活動の応援等に要する費用のうち、次のアからケまでに掲げるもの。

ア 地方公共団体の条例に基づき支給された次の手当

- (ア) 特殊勤務手当
- (イ) 時間外勤務手当
- (ウ) 管理職員特別勤務手当
- (エ) 夜間勤務手当
- (オ) 休日勤務手当

イ 地方公共団体の条例に基づき支給された次の旅費

- (ア) 鉄道賃
- (イ) 航空賃
- (ウ) 船賃
- (エ) 日当
- (オ) 宿泊費、食卓料

ウ 消防用自動車、ヘリコプター、消防艇又は資機材その他の消防の用に供する施設の修繕費（故意又は重大な過失により生じたものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費又は除染に要する経費等をいう。）

エ 消防活動の応援の際に滅失した消防用自動車、ヘリコプター、消防艇又は資機材その他の消防の用に供する施設の購入費（故意又は重大な過失により生じたものを除く。）

オ 燃料費

カ 消耗品費

キ 使用料及び賃借料（宿泊費が支給されている場合を除く。）

ク 食糧費（日当、宿泊費又は食卓料が支給されている場合を除く。）

ケ 物件費（食糧費を除く。）

(3) 避難指示区域において行う消防活動の応援等のために出動する福島県が処理する消防防災事務に関する人員及び施設により構成される部隊（以下「福島県消防防災航空隊」という。）に係る資機材の購入費、消耗品費及び点検費並びに福島県外消防防災航空隊に係る除染に必要な資機材（以下「除染資機材」という。）の購入費及び消耗品費

(4) 福島県消防防災航空隊が保有する除染資機材を搬送するための車両の購入費及び燃料費

(5) 避難指示区域において行う消防活動の応援に係る訓練（避難指示区域を管轄する消防本部の管轄区域において実施する訓練に限る。以下同じ。）及び緊急消防援助隊を構成する消防本部（福島県内の消防本部を除く。）が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付消防震第6号総務大臣通知）に基づき、避難指示区域において行う消防活動の応援等に係る訓練に要する経費であり、次のアからカに掲げるもの。

ア 地方公共団体の条例に基づき支給された次の手当

- (ア) 特殊勤務手当
- (イ) 時間外勤務手当
- (ウ) 管理職特別勤務手当

イ 地方公共団体の条例に基づき支給された次の旅費

- (ア) 鉄道賃
- (イ) 航空賃
- (ウ) 船賃
- (エ) 日当
- (オ) 宿泊費、食卓料

ウ 燃料費

エ 消耗品費

オ 使用料及び賃借料

カ 資機材の購入費

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

(交付決定前の着手)

第5条 地方公共団体は、やむを得ない事由により、次条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、事業に着手しようとするときは、あらかじめ別記様式第1により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、都道府県にあっては直接、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）にあっては都道府県知事を経由して、交付申請書を消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式は別記様式第2によるものとする。

3 交付申請書は、都道府県にあっては正本のみ、市町村にあっては正本及び副本を提出するものとする。

4 交付申請書に添付すべき書類は、別表によるものとする。ただし、別に定める場合にあっては、添付することを要しないが、消防庁長官又は都道府県知事から添付することを求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは、内容の審査を行い、別記様式第6に定める交付金交付調書を調製の上、正本及び副本を消防庁長官に提出しなければならない。

(交付金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第5項の交付金交付調書を交付金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、交付金の交付を適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに、地方公共団体に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 交付金の交付の決定を受けた地方公共団体（以下「交付団体」という。）が市町村である場合にあっては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

3 消防庁長官は、第1項の交付決定に必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第9条 交付団体は、交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 交付団体は、交付金の合計額が増加しない範囲で交付事業の軽微な変更を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、同項の承認を要しない。

4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第8により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、

消防庁長官。以下第6項、第10条第2項、第11条第1項から第4項まで、第12条第1項、第14条及び第15条第1項において同じ。)に、別記様式第9により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照し必要があると認めるときは、第7条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

2 前項の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の申し出があったときは速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(交付事業の遂行)

第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、交付金の公正かつ効率的使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

2 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付団体が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意しなければならない。

5 都道府県知事は、第2項及び第3項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第12条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第10により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。ただし、別に定める場合にあつては、添付することを要しないが、都道府県知事又は消防庁長官から求めがあれば、交付団体は速やかに書類を提出しなければならない。

(実績報告書の提出期限)

第13条 実績報告書の提出期限については、次の各号に定める区分に従い、次の各号に定める期間までとする。

(1) 本要綱の施行時において既に事業を終了しているもの 本要綱の施行後1月以内

(2) 本要綱の施行時において現に事業を行っているもの及び本要綱の施行後に事業を開始したもの 交付事業完了の日から起算して1月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日(適正化法第14条後段の場合にあつては、翌年度の4月30日)

(是正のための措置)

第 14 条 都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(交付金の額の確定)

第 15 条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付団体に別記様式第 11 により通知するものとする。

2 都道府県知事は前項の交付金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第 7 条に定める交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第 12 により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

3 第 1 項の交付金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後 20 日以内に行うものとする。

4 都道府県知事は交付金の額の確定を行った後、別記様式第 13 の実績報告検収調書に記入し、交付金交付調書と共に保管しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県における最終の交付金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(支払)

第 15 条の 2 交付金は、前条第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、消防庁長官が必要であると認める場合には、第 8 条に基づく交付決定の後にその全部又は一部について概算払いをすることができる。

(交付金の返還の期限)

第 16 条 交付金の返還の期限については、適正化法第 18 条第 1 項の場合にあっては、交付金の交付の決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、適正化法第 18 条第 2 項の場合にあっては、交付金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(原子力事業者の損害賠償責任に関する取扱い)

第 17 条 交付金の交付が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 143 条第 1 項に規定する補助金の交付その他の財政援助に該当する場合における取扱いについては、別途通知する。

(財産の処分の制限)

第 18 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、交付金対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとする。

2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した財産を交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第 8 条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第 22 条の規定に基づき、都道府県にあっては消防庁長官の承認を、市町村にあっては都道

府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。

- 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)

第19条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業により取得した財産の管理者の変更については、当該管理者が都道府県知事の場合にあっては消防庁長官に、市町村にあっては都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

- 2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから5年の間は理由を付して当該管理者が都道府県知事の場合にあっては消防庁長官に、その他の場合にあっては都道府県知事に届出なければならない。

- 3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

第20条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第3条第2号エの経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

- 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

- 3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第14)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第21条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成25年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月16日から施行する。
- 2 平成26年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月8日から施行する。
- 2 平成27年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和元年5月1日から施行する。
- 2 平成30年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年3月1日から施行する。

2 令和元年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度分以前の交付金については、なお従前の例による。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号、第3号、第4号、第5号カ (施設の購入費、賃借料(第1号に限る)、消耗品費(第1号及び第3号に限る)、委託料(第1号に限る))	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第4 ・施設購入の場合は当該施設の仕様書(賃借の場合は不要) ・工事費の場合は、構造又は設計がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書の写し・納品書の写し ・検収調書の写し(賃借の場合は不要) ・施設とその配置場所を明示する写真 ・領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第2号ア、第5号ア (手当)	<ul style="list-style-type: none"> ・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し ・別記様式第3 	<ul style="list-style-type: none"> ・支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写し ・支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿の写し
第3条第2号イ、第5号イ (旅費)		
第3条第2号ウ (修繕料及び役務費)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第4 ・見積書又はそれに代わる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書の写し ・納品書の写し
第3条第2号エ (代替施設の購入費)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第4 ・車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書) ・損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類 ・損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類 ・購入しようとする車両等の仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書の写し・納品書の写し ・検収調書の写し ・自動車検査証等の写し ・施設とその配置場所を明示する写真
第3条第2号オ、第4号、第5号ウ (燃料費)	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第5 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第2号カ、第5号エ (消耗品費)		<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第2号キ、第5号オ (使用料(高速自動車国道等通行料)及び賃借料)		<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し(使用料の場合は不要) ・領収書の写し又はそれに代わる書類
第3条第2号ク、ケ (食糧費、物件費)		<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し又はそれに代わる書類

消防庁長官 殿

地方公共団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業に係る
交付決定前着手承認申請書

下記事業について、承認条件を了承のうえ、交付の決定前に着手したいので、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第 5 条に基づき、次のとおり申請する。

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

《承認条件》

都道府県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したうえで、事業に着手するものとする。

消防庁長官 殿

交付団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金の交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名						
出動先市町村						
出動要請を受けた年月日		年	月	日		
出動した 期間等	出動した日時	年	月	日	時	分
	帰署（所）した日時	年	月	日	時	分
	期間	日間				

2 交付事業の内容（別紙）

3 交付金交付申請額 円

4 交付事業完了の予定日

5 添付書類

別紙

交付事業の内容

(単位：円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号、第3号、第4号、第5号 カ経費（施設の購入費、賃借料、消耗品 費、委託料）		
第3条第2号ア、第5号ア経費（手当）	人分	
うち（ア）特殊勤務手当	人分	
（イ）時間外勤務手当	人分	
（ウ）管理職員特別勤務手当	人分	
（エ）夜間勤務手当	人分	
（オ）休日勤務手当	人分	
第3条第2号イ、第5号イ経費（旅費）	人分	
うち（ア）鉄道賃	人分	
（イ）航空賃	人分	
（ウ）船賃	人分	
（エ）日当	人分	
（オ）宿泊費、食卓料	人分	
第3条第2号ウ経費（修繕料及び役務費）		
第3条第2号エ経費（代替施設の購入費）		
第3条第2号オ、第4号、第5号ウ経費 （燃料費）		
第3条第2号カ、第5号エ経費（消耗品 費）		
第3条第2号キ、第5号オ経費（使用料 （高速自動車国道等通行料）及び賃借料）		
第3条第2号ク経費（食糧費）		
第3条第2号ケ経費（物件費（食糧費を 除く））		
合 計		

別記様式第3

避難指示区域内における 災害出動又は訓練実施の状況

1 災害出動又は訓練実施の状況

都道府県名	都道府県番号		市町村コード		
消 防 本 部 名					
災害名					
出動先市町村					
出動要請を受けた年月日		年 月 日			
出動した期間等	出動した日時	年 月 日 時 分			
	帰署(所)した日時	年 月 日 時 分			
	期間	日 間			
災害出動又は 訓練実施の状 況	隊の種類	出動(訓練参加)隊数	出動(訓練参加)車両等		出動(訓練参加)隊員数
	指揮支援隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	都道府県隊指揮隊	隊	指揮車	台	人
			通信車	台	
			その他の車両	台	
	消 火 隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人
			水槽付消防ポンプ自動車	台	
			化学消防ポンプ自動車	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救 助 隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人
			救助工作車Ⅲ型	台	
			救助工作車Ⅳ型	台	
			その他の車両	台	
			計	台	
	救 急 隊	隊	高規格救急自動車	台	人
			上記以外の救急自動車	台	
			計	台	
後方支援隊	隊	支援車	台	人	
		支援車Ⅱ型	台		
		その他の車両	台		
		計	台		

災害出動又は 訓練実施の状 況	隊の種類		出動隊数	出動車両等		出動隊員数		
		航空隊	隊		ヘリコプター うちヘリテ レ有り	機		人
				うち消火タ ンク有り	機			
	水上隊	隊		消防艇	艇		人	
	特殊災害隊	毒劇物等 対応隊 (注2)	隊	特殊車両	台		人	
				その他の車両	台			
		大規模危 険物火災 等対応隊	隊	大型化学車	台		人	
				大型高所放水車	台			
				泡原液搬送車	台			
				屈折放水塔車	台			
		耐熱装甲型救 助活動車	台					
	密閉空間火 災等対応隊	隊		高発泡車	台		人	
	計	隊		計	台		人	
	特殊装 備隊	遠距離大 量送水隊	隊	遠距離送水用 大型ポンプ車	台		人	
				ホース延長車	台			
		消防活動 二輪隊	隊		自動二輪車	台		人
		震災対応特 殊車両隊	隊		震災工作車	台		人
		水難救助 隊	隊	水難救助車	台		人	
				その他の車両	台	救助艇	艇	
		その他の 特殊装 備隊	隊	はしご自動車	台		人	
				屈折はしご自 動車	台			
	電源車・照明車			台				
	大型水槽車			台				
	空気ボンベ充 填車			台				
		消火ロボット等	台					
	計	隊		計	台		人	
	合 計	隊	車両	台		人		
			ヘリコプター	機				
			消防艇	艇				

3 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

(単位：円)

手当等		氏名				計
特殊勤務手当						
	計					
時間外勤務手当	平日 (1.25)					
	平日深夜 (1.50)					
	休日 (1.35)					
	休日深夜 (1.60)					
	計					
管理職員特別勤務手当						
夜間勤務手当						
休日勤務手当						
手 当 計						
旅費	鉄道賃					
	航空賃					
	船賃					
	日当					
	宿泊費、食卓料					
旅 費 計						
合 計						円
出 動 日 数						延べ 人・日

別記様式第4

消防施設に係る修繕料、役務費、購入費、賃借料、消耗品費、点検費及び委託料

1 第3条第1号、第3号、第4号、第5号カ経費(施設の購入費、賃借料(第1号に限る)、消耗品費(第1号及び第3号に限る)及び委託料(第1号に限る))

消防施設	必要とする理由	金額(単位:円)	積算

2 第3条第2号ウ経費(修繕料及び役務費)

消防施設	必要とする理由	金額(単位:円)	積算

3 第3条第2号エ経費(代替施設の購入費)

滅失等した消防施設	滅失等した日時及び状況	滅失等した消防施設の購入年月日及び購入金額(単位:円)	購入しようとする代替施設の見積額

記載上の注意

ア 2について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「消防施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。

イ 3について、福島県内市町村応援隊又は福島県外消防防災航空隊の活動のために使用したことにより「滅失等した消防施設」の名称、「滅失等した日時及び状況」、「滅失等した消防施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。

ウ 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、故意又は重大な過失により生じたものについては、含まれないものであること。

別記様式第5

避難指示区域内における災害出動又は訓練実施に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額 (単位：円)	積算等		
第3条第2号オ、第4号、第5号ウ経費 (燃料費)		ガソリン単価 円×使用量 ㊦＝ 航空燃料		
第3条第2号カ、第5号エ経費 (消耗品費)				
第3条第2号キ、第5号オ経費 (使用料(高速自動車国道等通行料))				
第3条第2号キ、第5号オ経費 (賃借料)		賃借した施設 の 内容及 び積算	宿泊 施設	賃借した施設 契約の相手方 積算
			車両	賃借した施設 契約の相手方 積算
			その他	賃借した施設 契約の相手方 積算
第3条第2号ク経費 (食糧費)				
第3条第2号ケ経費 (物件費)				

記載上の注意

- ア 第3条第2号オ、第4号、第5号ウ経費(燃料費)の積算等の欄には、車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。
- イ 第3条第2号カ、第5号エ経費(消耗品費)の積算等の欄には、消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。
- ウ 第3条第2号キ、第5号オ経費(使用料)の積算等の欄には、消防活動の応援や訓練参加のため、高速自動車国道等を利用した場合、利用区間をその他の欄に記入すること。
- エ 第3条第2号キ、第5号オ経費(賃借料)の積算等の欄には、賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。
- オ 第3条第2号ク経費(食糧費)、第2号ケ(物件費)の積算等の欄には、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

交付金交付調書（ 年度）

都道府県名 _____

（単位：円）

地方公共 団体名	交付金額	交付決 定番号	交付決定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等 承認年月 日	確定額	確定 番号	確定 年月日	処分 制限期間

（注）1 処分制限期間については、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第3条第1号、第3号、第4号及び第5号カの消防施設を購入した場合に記入すること。

2 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第 7

番 号
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業に係る事業の内容を変更したいので、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容（別紙）
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日
変更後の完了予定日
当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類（別記様式第 3～第 5 及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。）を添付すること。）

(別紙)
(単位：円)

変更しようとする交付事業の内容

費 目	内 容	金 額
第3条第1号、第3号、第4号、第5号カ経費（施設の購入費、賃借料、消耗品費、委託料）		
第3条第2号ア、第5号ア経費（手当）	人分	
うち	人分	
（ア）特殊勤務手当	人分	
	人分	
（イ）時間外勤務手当	人分	
	人分	
（ウ）管理職員特別勤務手当	人分	
	人分	
（エ）夜間勤務手当	人分	
	人分	
（オ）休日勤務手当	人分	
	人分	
第3条第2号イ、第5号イ経費（旅費）	人分	
	人分	
うち	人分	
（ア）鉄道賃	人分	
	人分	
（イ）航空賃	人分	
	人分	
（ウ）船賃	人分	
	人分	
（エ）日当	人分	
	人分	
（オ）宿泊費、食卓料	人分	
	人分	
第3条第2号ウ経費（修繕料及び役務費）		
第3条第2号エ経費（代替施設の購入費）		
第3条第2号オ、第4号、第5号ウ経費（燃料費）		
第3条第2号カ、第5号エ経費（消耗品費）		
第3条第2号キ、第5号オ経費（使用料（高速自動車国道等通行料）及び賃借料）		
第3条第2号ク経費（食糧費）		
第3条第2号ケ経費（物件費（食糧費を除く））		
合 計		

記載上の注意

ア 別紙（変更しようとする交付事業の内容）については、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお、合計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

イ 添付書類のうち、別記様式第3～第5に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。

消防庁長官 殿

交付団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業の の承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害避難指示
区域消防活動費交付金交付事業に係る事業を したいので、原子力災害避難指示区

域消防活動費交付金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を しようとする理由

2 しようとする交付事業の内容

記載上の注意

第 3 条第 2 号ウの経費に係る修繕等又は同条第 2 号エの経費に係る代替施設の購入を中止又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入すること。

番 号
年 月 日

〔消防庁長官〕
〔都道府県知事〕 殿

交付団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された原子力災害避難指
示区域消防活動費交付金交付事業について

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった〕
〔事業が年度内に完了し難くなった〕
〔事業の遂行が困難になった〕

ので、原子力災害避難指示区域消防活動費

交付金交付要綱第 9 条第 5 項の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）
〔 年度内 〕

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日

変更後の完了予定日

当初申請時の完了予定日

〔 消防庁長官 〕
〔 都道府県知事 〕 殿

交付団体の名称
その長の職、氏名

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、 年 月 日付け消防指第 号により
交付決定された原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業につき、

〔 完 了 〕
〔 廃 止 〕 したので、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第 12 条の規定に基
〔 会計年度が終了 〕
づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績内容（別紙 1 及び 2）
- 2 確定を受けようとする交付金の額 円
- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

別紙 1

交付事業の実績（その 1）

（単位：円）

費 目	金 額	変更の有無	摘要
第 3 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号カ 経費（施設の購入費、賃借料、消耗品費、 委託料）			
第 3 条第 2 号ア、第 5 号ア経費（手当）			
うち （ア） 特殊勤務手当			
（イ） 時間外勤務手当			
（ウ） 管理職員特別勤務手当			
（エ） 夜間勤務手当			
（オ） 休日勤務手当			
第 3 条第 2 号イ、第 5 号イ経費（旅費）			
うち （ア） 鉄道賃			
（イ） 航空賃			
（ウ） 船賃			
（エ） 日当			
（オ） 宿泊費、食卓料			
第 3 条第 2 号ウ経費（修繕料及び役務費）			
第 3 条第 2 号エ経費（代替施設の購入費）			
第 3 条第 2 号オ、第 4 号、第 5 号ウ経費（燃 料費）			
第 3 条第 2 号カ、第 5 号エ経費（消耗品費）			
第 3 条第 2 号キ、第 5 号オ経費（使用料（高 速自動車国道等通行料）及び賃借料）			
第 3 条第 2 号ク経費（食糧費）			
第 3 条第 2 号ケ経費（物件費（食糧費を除 く））			
合 計			

別紙2

交付事業の実績(その2)

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号、第3号、第4号、第5号カ経費 (施設の購入費、賃借料、消耗品費、委託料)		
第3条第2号ア、第5号ア経費(手当)	人分	
うち (ア)特殊勤務手当	人分	
	人分	
(イ)時間外勤務手当	人分	
	人分	
(ウ)管理職員特別勤務手当	人分	
	人分	
(エ)夜間勤務手当	人分	
	人分	
(オ)休日勤務手当	人分	
	人分	
第3条第2号イ、第5号イ経費(旅費)	人分	
	人分	
うち (ア)鉄道賃	人分	
	人分	
(イ)航空賃	人分	
	人分	
(ウ)船賃	人分	
	人分	
(エ)日当	人分	
	人分	
(オ)宿泊費、食卓料	人分	
	人分	
第3条第2号ウ経費(修繕料及び役務費)		
第3条第2号エ経費(代替施設の購入費)		
第3条第2号オ、第4号、第5号ウ経費(燃料 費)		
第3条第2号カ、第5号エ経費(消耗品費)		
第3条第2号キ、第5号オ経費(使用料(高速 自動車国道等通行料)及び賃借料)		
第3条第2号ク経費(食糧費)		
第3条第2号ケ経費(物件費(食糧費を除く))		
合 計		

番 号
年 月 日

殿

消防庁長官

都道府県知事

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金確定通知書

年 月 日付け第 号により報告された原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付事業に係る交付金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

番 号
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事

原子力災害避難指示区域消防活動費交付金の確定について（報告）

標記交付金について、今回次のとおり交付金の額を確定しましたので、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金交付要綱第 15 条に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ②＋③	確定減額	残 額 ①－②－③

2 今回確定内訳

（単位：円）

団体名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書（ 年度）

地方公共団体名	交付対象費目	交付事業終了年月日	添付書類																		
			2号ア 5号ア		2号イ 5号イ		2号ウ		2号エ				2号オ 4号 5号ウ	2号カ 5号エ	2号キ 5号オ		2号ク、 ケ	1号、3号 4号、5号カ			
			支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写	支出の根拠となる時間外勤務命令簿等の写	支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写	支出の根拠となる旅行命令簿の写	契約書又は請書の写	納品書の写	契約書又は請書の写・納品書の写	検収調書の写	自動車検査証等の写	施設とその配置場所を明示する写真	領収書の写又はそれに代わる書類	領収書の写又はそれに代わる書類	契約書の写	領収書の写	領収書の写又はそれに代わる書類	契約書又は請書の写・納品書の写	検収調書の写	施設とその配置場所を明示する写真	

(記載上の注意)

- 1 地方公共団体名については、交付金交付調書の記載順に記入する。
- 2 交付対象費目は、交付金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、6号ア、6号イ」等の記載例によること。
- 3 添付書類の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第 14

表 面

← 6.5cm →

↑

第 号
年 月 日発行

官 職 氏 名
年 月 日生

9
cm

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
第 23 条第 2 項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣
(福島県知事)

↓

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和 30 年法律第 179 号) 抜すい

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要
があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、
又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を
検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、
これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては
ならない。

第 26 条 (略)

2 国は政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部
を都道府県が行うこととすることができる。

() 内は都道府県知事が発行する場合